

はじめに

2019年6月12日。

動物愛護法（動物の愛護及び管理に関する法律）という法律が改正されました（公布は6月19日）。

動物愛護法は、動物ビジネスをする人や一般飼い主の義務・責任などを定める法律で、19年の改正は、1973年にこの法律ができてから4度目の改正になります。

改正に向けての話し合いが始まってから約4年。数値規制の導入、マイクロチップ装着の義務化、動物殺傷・虐待罪の厳罰化……様々な規制の強化が実現しました。この新しい動物愛護法は、一部を除いて、2020年6月1日から施行されています。

ところで、19年の改正に、わたしは公益財団法人動物環境・福祉協会Eva^{*}の代表として関わりました。

改正の約2年半前に、Evaは「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟^{*}」から、それまでも同議連総会に度々出席し提言していた経緯から、アドバイザーになってもらえないかとの依頼をいただきました。そこで、わたしがEvaの代表として議員連盟のアドバイザーをとめたのです。

同議員連盟が、改正課題の洗い出し、条文化などの作業を進めましたが、わたしの役割は、ペットビジネスの裏側や動物虐待の実態、法律の不十分なところ、法律をどう改正してもらいたいのかといった現場の実態や声を総会や会議でしっかりと伝え、意見の調整を図っていただけるようにもっていくことでした。

また、超党派の議員連盟ということで、立場・意見の異なる先生方がおられ、実際、改正ギリギリのところまで先生方の意見がぶつかかることもありましたが、Evaが間に入っていたことで状況が好転したこともあり、クツションのような役割を果たすこともできました。

アドバイザーは初体験でしたが、非常に貴重な体験ができたと思っています。

さて、この本では、今お話ししたわたしの経験をふまえ、いつもとは違った角度から、動物たちの問題をひもといていきたいと思えます。

動物と暮らしておられる方もそうでない方も、本書を通して、動物たちにも命・尊厳があること、動物たちがおかれている現状とそれを変えるには何が必要なのかを、今一度、感じ、考えていただければ幸いです。

※ **Eva** について 公益財団法人動物環境・福祉協会 **Eva** は、2014（平成26）年に設立された、女優杉本彩を代表理事とする動物愛護の啓発団体。2015年に団体の「公益性」が認められ、一般財団法人から公益財団法人になった。**Eva** は、**Every animal on Earth has a right to live** からきており、ラテン語で、「命、命あるもの」を意味する。

設立以来、全国各地での講演会、院内集会やシンポジウム、子どもたちに向けた命の授業「いのち輝くこども **MIRAI** プロジェクト」を実施、出版やチラシの配布、動画配信による啓発活動、法改正や法整備を求める組織的活動を展開している。

※ **犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟** 犬猫の殺処分ゼロを目指して2015年に設立された、総勢53名（設立当初）の議員からなる超党派の議員連盟（略称「はっぴい0（ゼロ）議連」）。尾辻秀久氏（参議院議員）が会長をつとめる。

本議連が、法改正を実現するための課題の洗い出しや、環境省や法制局とともに改正案を作成するなど、19年動物愛護法改正において主導的役割を果たした。なお、19年改正後も活動を継続している。